

# 共同占有と市場社会主義

国 分 幸

1. 市場社会主義とアソシアシオン
2. 社会主義の理念と共同占有
3. 現存市場社会主義の試行錯誤
4. 共同占有と現代資本主義

## 1. 市場社会主義とアソシアシオン

『フランスにおける内乱』においてマルクスは、一方では「コミューン型国家」という分権的な政治構想を呈示し、他方では協同組合会社の総連合による計画経済を構想する。だがしかし同時代の社会主義諸派が掲げるアソシアシオン（協同社会）構想を検討してみると、市場競争を排除した集権的計画経済は「一国一工場」体制に収斂し、その経営の実質的国営化は不可避であることが分かる。他方、レーニンの社会主義論を吟味すれば、その骨格は四つのテーゼ（① 共有=国有、② 社会主義社会=一国一工場体制、③ 国营経済、④ 社会主義段階における「階級のない」国家の存続）から構成されていると見なすことができるが、その中では第二テーゼがもっとも根本的であるといえる。現代のデスポティズム国家たるスターリン主義体制はこの四項目テーゼを主要な理論的根拠とするものであるから、したがって第二テーゼこそはいわばレーニン・スターリン主義の根本であることになる。とはいえ一国一工場体制は、市場競争を排除した集権的計画経済の立場からの必然的な帰結である

と見なすことができるとすれば、そうした集権的計画経済の立場こそはレーニン・スターリン主義の究極の根本であることになる<sup>1)</sup>。

かくしてスターリン主義批判の観点からすれば、マルクスと一国一工場論の関係の如何が問題になる次第である。問題の核心は、マルクスの構想する総連合による計画経済が分権的な政治構想に見合う経済的土台をはたして提供することができるかどうかというこの一点にある。それは、**集権的計画経済と一国一工場体制の一個不可分性**という観点からすれば、「市場原理」と「計画原理」に対するマルクス・エンゲルスの態度の如何に深く関わっている。資本主義から社会主義に至る「過渡期」の協同社会に関していえば、彼らはそれを「所有と経営の分離」にもとづく民営の諸協同組合会社から成る社会として、換言すれば「市場原理」と「計画原理」から成る「混合体制」として構想する。その限りこの過渡期社会は確かに一国一工場体制への転化を免れることができるといえる。

だがしかし、それに続く社会主義段階は市場経済を否定した全面的な計画経済の社会として構想されている。諸派のアソシアション構想の検討からの帰結によれば、市場原理を排除した**集権的**計画経済こそは一国一工場体制をもたらすのであるから、したがって集権的計画経済に対するマルクス・エンゲルスの立場の如何が事の眼目を成すことになる。だがしかし、非常に重要な問題であるにもかかわらず、彼らには計画経済の方式に関するこれといった明確な言及はほとんどないに等しく、先に触れた総連合による計画経済にしても、その方式はいずれとも規定されてはいない。そのため、市場経済に対する明快な否定的立場とはおよそ裏腹に、この問題に関する彼らの立場はきわめて不透明である。

とはいえ、存在しうる計画経済の方式はおよそ次の三形態である。① 分権的積み上げ方式、② 集権的指令方式、③ 両者の混合的方式。『哲学の貧困』には分権的方式をにおわす記述も確かに見いだされるが、しかしその後そうした方向での発言はほとんど見当たらない。当時の協同組合の経験を踏

まえるうちに、この方式に対し彼らは次第に懐疑的否定的になったものと推測される。混合的方式はいずれの要素が優位を占めるかによってかなり様相を異にする。もし集権的要素が優勢であるとすれば、一国全体や各産業部門全体のマクロ的計画は集権的に作成されるわけであるから、分権的要素に残されるのはせいぜい大枠の中での割当量をめぐる協議ぐらいである。それ故この混合方式の実態は集権的形態と本質的に異なるものではなく、したがってそれを事実上の第二方式と見なすことが許されよう。他方これに対して分権的要素が優勢である場合には、それを分権的方式の延長線上に置いて考えることもできよう。その場合この方式の実現可能性の見通しはあまり明るいものではないことが予想される。事実この方式に属すると見なしうるユーゴスラヴィア（以下ユーゴと略）方式は機能不全に陥ったのである<sup>2)</sup>。この歴史的事実の持つ意味は重く、それは混合的方式の現実性に大いなる疑問符を付したといえよう。こうした歴史の経験を踏まえるならば、ましてや分権的方式は社会主義段階ではなおさら現実性を持ちえないといわねばなるまい。かくして現実性を有すると見なされる選択肢として残るのは、事実上のものをも含め、第二方式のみであることになる。未来社会に関する彼らのいくつかの重要な発言はこの集権的方式と相容れない性質のものではなく、見方によっては一国一工場体制を示唆しているとも受け取れるものである<sup>3)</sup>。

しかし、市場原理を否定した社会主義段階における計画経済の形態として現実性を確実に有するのはただ一つ、すなわち集権的形態だけであるとすれば、事態はきわめて重大かつ深刻であるといわねばなるまい。なぜなら集権的計画経済の結果、アソシアシオンは「過渡期」の分権的な総連合体制から必然的に一国一工場体制に転化し、かくして上部構造と経済的土台に関する構想は、一方は**分権的**であるのに他方は**集権的**であるという具合に、決定的に対立するに至るからである。現存社会主義に見られるように、一国一工場体制は現実形態として「コミュン型」とは対蹠的な「アジア型」国家へと転化する。こうした事実は、少なくとも社会主義段階では、経済の全面的計

画性と社会の多元性は実際には両立不可能であることを示している。マルクスやエンゲルスがこうした構想の分裂ともいうべき対立に無自覚であったとは思われないが、しかし彼らにはこの分裂について積極的に論じた形跡が見当たらないのも事実である。そうだとすれば彼らには問題の重大性の認識を妨げる何らかの先入見があったものと考えざるをえない。単刀直入に言えば、私的所有を否定した共同所有を階級揚棄のための十分条件と見なす**共同所有に対する過大評価**こそはそれであり、これが彼らの認識の目を曇らせたものと思われる。

さて、分権的上部構造にはそれにふさわしい経済的土台が絶対に不可欠であるとすれば、歴史の教訓を踏まえるとき、真っ先に否定され、原則的に退けられねばならないのは**集権的形態**の全面的な計画経済方式である。だがしかしこれまでの議論の経緯から明らかなように、**全面的な計画経済**の場合、ほとんど疑問視されることもなく実現可能と見なされるのは唯一この方式のみであり、これに反し分権的ならびに分権的な要素が優勢な混合的計画経済方式、すなわち分権的上部構造に適合した分権的な経済的土台をもたらすはずの方式はいずれも社会主義段階では現実性を持たず、実現不可能である公算がきわめて大きい。そうだとすれば、集権的な全面的計画経済の否定は単にそれだけに留まるものではなく、同時に社会主義段階における全面的計画経済そのものの事実上の否定をも意味し、したがってまた社会主義のマルクスの構想それ自身の見直しにまで及ぶのは必定である。かくして議論は全面的な計画経済以前の段階にまで戻る次第であり、したがってわれわれは分権的上部構造にふさわしい経済的土台を、もろもろの協同組合会社から成る、補完的計画を伴う市場経済を基本とする経済体制に、すなわち**市場社会主義**に求めざるをえないことになる。

マルクスの構想では、市場経済と計画経済を両軸とするアソシアシオンたるいわゆる市場社会主義は、資本主義から社会主義（共産主義の第一段階）に至る比較的短期間のもっぱら過渡期の形態という位置づけを与えられている

わけであるが、しかし社会主義段階における全面的計画経済の事実上の否定という事態を迎えるに至るならば、そうした位置づけもまた当然見直しと変動をこうむらざるをえない。その結果市場社会主義は、分権的なコミュニン構想にふさわしい社会主義の現実的形態として、従来とは異なり持続的な独自の段階としての地位を獲得することになる。

社会主義（共産主義の第一段階）のマルクスの観念（市場経済を否定した全面的計画経済体制）やそれに由来するマルクス・レーニン主義的観念（市場経済を否定した一国一工場的な国有・国営計画経済体制）からすれば、市場社会主義はあくまでも過渡期であって、決して本来の意味の社会主義ではありえない。現存社会主義によって与えられた社会主義に関するそうした観念はきわめて強固であって、社会主義は国有・国営の計画経済体制と同義なものとして通念されているほどである。なるほどマルクスと同時代の社会主義諸派においても市場競争の否定を標榜する流派が圧倒的多数を占めてはいる。だがしかし決してすべての流派がそのような構想を懐いていたわけではなく、例えばブルードンのように市場競争を是認する流派も少数ながら存在する。思想史的に見る限り、このように社会主義は市場経済の否定を必ずしも絶対的な条件とするものではない。そうした否定は、賃金奴隷制をひいてはまた階級的隷属と抑圧ならびに搾取一般を揚棄すべく、生産者のアソシアシオンを樹立するために提唱された諸方策のうちの一つにすぎないのである。換言すれば生産者の多数の協同組合会社（アソシアシオン）から成る協同組合体制たるアソシアシオンこそはまさに社会主義の眼目なのであって、したがってまた社会主義を社会主義たらしめるゆえんのものであり、それ故それは社会主義にとって本質的であり、市場経済の否定とは次元が異なり社会主義の死命を制するものであるといえる。このような認識は何ら今に始まるものではなく、現存社会主義による一時的衰退はあるにせよ、前世紀以来連綿として続いており、例えばベルンシュタインの次の言葉にもそれを認めることができる。「概念の混乱をすべて回避しようというのであれば、社会主義という言葉を

きわめて曖昧な観念である *societas* すなわち *Gesellschaft* から導き出すのではなく、はるかに規定性の強い *socius* すなわち組合員 *Genosse* あるいは協同組合 *Genossenschaft* から導き出すのが良いであろう。そして *sozial* とか *sozialistisch* とかいう概念は、これを *Gesellschaftlich* という語から導き出す場合には、現代の社会主義的な労働者政党が欲しているのとは全然かけ離れ、またそれとは相容れがたいような志向の弁護として請求されかねないのである。』<sup>4)</sup>

このように、社会主義をアソシアシオンの実現を目指す立場ならびに運動、ひいてはまたその実現状態として捉えるならば、市場社会主義もまた、市場にもとづくとはいえ協同組合体制＝「協同的生産様式」の社会を、すなわち協同社会の樹立を志向する限り、社会主義と呼ばれる十分な資格を備えているといえよう。それ故われわれは市場社会主義に踏み留まり、まずは協同組合に関するマルクスの改革構想を軸に据えてそれを検討することにしよう。

〔注〕

- 1) われわれの見解とはおよそ異なり、民主的な一国一工場体制が可能であるとする主張も存在する。「ソ連型社会にみられたような集権的計画経済の体制が一国一工場論の実現であったとすれば、その経済体制がスターリン体制のような粗暴な抑圧によらずに、労働者民主主義を拡充しながら形成される可能性も多分にあったのではないか。[……] 一国一工場論も、集権的計画経済をさまざまな政治社会組織の様相のもとに実現しうるはずである。」「ソ連型社会の失敗は、その意味では、レーニンの一国一工場論にあったというよりも、それを過渡的経路とせず、またその内容に労働者の参加による民主主義の拡充を欠いていたところにあったように思われる。」伊藤誠『市場経済と社会主義』（平凡社、1995年）94—95ページ。同前『現代の社会主義』（講談社学術文庫、1992年）266—67ページにも同趣旨の叙述が見られる。だがしかし、民主的な一国一工場体制なるものは、民主的な中央集権制のごときのものであって、不可能な願望というべきであろう。
- 2) 阿部望「ユーゴスラヴィアの計画化システム」（『アジア経済』第22巻第7号、1981年）には、いわゆる協議経済体制下における計画経済方式に関するかなり詳しい分析が見られる。それによれば各共和国や連邦の計画関連機関（「計画局」と

「商工会議所」の役割は、各計画主体の計画活動を援助し、マクロ的な予測を呈示して相互の調整に当たること等に限られている。ここから判断する限り、これを混合的方式と呼ぶことにはなお議論の余地があるが、そう呼ぶにしても、ユーゴの方式は分権的色彩が顕著なものであったといえる。

- 3) この点については異論も存在する。例えば次のごとくである。「マルクスが『一国一工場構想』を主張することはおろか、暗示することもありえなかったということが、あまりにも明白である」。山口勇『『一国一工場構想』とエンゲルス』（『エンゲルスと現代』所収、御茶の水書房、1995年）282ページ。確かにマルクスは一国一工場構想を明示的に主張したことはないが、しかし「暗示することもありえなかった」とすれば、およそ解釈論争の種にならないように彼はそれを明確に退けていたであろう。ところがこの問題に関する彼の態度は終始歯切れが悪く、「暗示」あるいは「黙示」しているとも受け取れるほど両義的である。
- 4) ベルンシュタイン「科学的社会主義はいかにして可能か」、佐藤昌盛訳『社会主義の諸前提と社会民主主義の任務』（ダイヤモンド社、1974年）306ページ。

## 2. 社会主義の理念と共同占有

さて以上のごとく、協同社会＝アソシアシオンとは生産者の協同組合会社たる多数のアソシアシオンから成る社会の一般的名称であるとするれば、協同社会の創出による賃金奴隷制の揚棄という社会主義の理念の実現は、具体的にはひとえに生産者の協同組合会社の在り方とその普遍化にかかっているといえる。マルクスは、「できあいのユートピア」を現実に対し押しつけるという愚を退け、「旧来の崩壊しつつあるブルジョア社会そのものが胎内にはらんでいる新しい社会の諸要素を解放する」<sup>1)</sup>という立場に立ちながら、協同組合工場を次のように評価している。「このような工場が示しているのは、物質的生産力とそれに対応する社会的生産形態とのある発展段階では、どのように自然に、ある生産様式から新たな生産様式が発展し形成されてくるかということである。」<sup>2)</sup>このような評価にもとづきマルクスは理念の実現に適合した協同組合会社の在り方を当時の実在の協同組合会社の改革に求め、プロレタリアートによる政権の獲得を通じて資本家の株式会社をもそうした

在り方の協同組合会社に転換し、かくして社会全体を協同的生産様式の社会に転換することを構想したのである。当時の協同組合会社は ① 自主的な経営管理、② 従業員持株制、③ 持株数に応じた利潤分配制を主要な特徴とするが、マルクスの改革点は③に関わり、利潤分配を**持株とは無関係なもの**にし、その代わり一時的便法として**株主には低率の利子を支払う**というものである<sup>3)</sup>。そうだとすればわれわれの次なる課題は、はたしてこのような改革された協同組合会社が社会主義の理念の要請に応え、かくして市場経済に立脚した自由な諸個人の協同社会を実現しうるかどうかを検討することである。

本論に入る前になかば自明ともいえる若干の事柄を確認しておくことにしよう。まず第一に、資本家の株式会社から転換したものであれ、従来の民間の協同組合会社が改革されたものであれ、あるいはまた新設の国有のものであれ、マルクスの提唱するとき利潤分配制の協同組合会社は、所有と経営の分離にもとづく自主的な経営管理の伝統を継承するものである限り、当然国営ならざる民営の会社であるということである。

第二に、国有の場合を除き多くの会社が従業員持株制をとるとすれば、そこにはかなりの期間にわたり以前と同様に株主権が厳存することが見込まれるが、その間は協同組合会社もまた、資本主義的株式会社とは性格上明確に一線を画するとはいえ、同様に株式会社として、いうなれば**協同的株式会社**として存続するということである。したがって、株主権が消滅し、社会的所有が実現される段階を仮に共産主義と呼ぶとすれば、「株式会社は共産主義まで存続する」次第である<sup>4)</sup>。とはいえ、もちろんのことながら、持株制をとらない協同組合会社も当然存在しうる。

第三に、国有の協同組合会社も確かに存在しうるが、しかし新たな形態の協同組合会社＝協同的株式会社の大半は民間の既存の協同組合や資本主義的株式会社を先行形態とするものである限り、当然その株主もまた主として民間人であることが予想され、したがってまたその所有形態は、実質的には有



名無実化されるとはいえ、差し当たり形式上は私的所有という形態をとるとのことである。というのも、この点は是非銘記されねばならないが、利潤の分配が持株とは無関係に行われる限り、私的所有にもとづく利潤の占取は否定され、取得の基盤は生産手段の私的所有という従前のものからその**共同占有** Gemeinbesitz へと転換しており、かくしてブルジョア的私的所有は形骸化し、その本質において揚棄されているといえるからである。

以上の確認から自ずと明らかのように、市場経済を前提とする限り、新設の国有の会社とか没収され国有化された資本家の会社といった場合を除外すれば、協同的株式会社を国有にしなければならない必然性はおよそ原則からは出てこない。というのも、協同的株式会社はなるほど共同占有をその不可欠の存立基盤とするものではあるが、しかし共同占有は所有形態から相対的に独立しており、前述のように非国有であってもそれは立派に存立しうるのであって、国有を何ら必須の先決条件とはしないからである<sup>5)</sup>。エンゲルスは「社会が、したがって差し当たりは国家が、生産手段に対する所有権を保有し、かくして協同組合の特殊利害が、社会全体に対立した形で固定することがありえないようにしなければならない」と語っているが<sup>6)</sup>、ここには所有権を武器にした国家による特殊利害の調整という一国一工場的な計画経済の立場が強くにじみ出ているように思われる。

さて、賃金労働制はいうまでもなく商品としての労働力の売買にもとづくものである。それがまた賃金奴隷制でもあるゆえんについてマルクスは次のように述べている。「賃金労働者は、一定の時間を無償で資本家のために（したがってまた剰余価値にたかる資本家の伴食者たちのために）働く限りでのみ、自分の生活のために働くこと、すなわち生きることを許される。全資本主義的生産制度の中心問題は、労働日の延長または生産性の発展ないしは労働力の緊張の強化などによって、この無償労働を増大させることにある。したがって賃金労働制度は一つの奴隷制度であり、しかも労働者の受け取る支払いが良くなるか悪くなるかには関わりなく、労働の社会的生産力の

発展につれてますます厳しくなる奴隷制度である。』<sup>7)</sup> このように資本家に対する労働者の生存の隷属、剰余労働の搾取が奴隷労働たるゆえんのポイントを成す。隷属とはいっても、個々の労働者は古代の奴隷とは異なり形式上は独立した人格なのであるから、無論それは特定の資本家に対するものではなく、階級としての資本家に対するものである。

賃金奴隷制は労働力の商品化と密接不可分の関係にあるとすれば、その揚棄もまたこの商品化の揚棄に深く関わっていることになる。ところで労働力商品化の核心を成す本質的規定は次の二点に存すると見なすことができる。すなわち、① 雇用労働への対価（賃金）は労働能力の(再)生産費に見合う金額であること、② 労働力の購入者はその使用を一般商品の場合と同様に自分の権限の下に置くことができること<sup>8)</sup>。労働力商品化の揚棄は当然これらの本質規定の揚棄に帰着するわけであるが、先に述べた自主管理と利潤分配制という協同組合会社の二つの原理、すなわち共同占有がそうした揚棄の要請に十分応えることができるのは明白である。なぜなら一方の利潤分配制によって、搾取が排除されると同時に、労働に対する給付原理は「労働力の生産費」とは別種のものに変更されるからであり、そしてまた他方の自主管理によって労働力の使用は協同組合としての労働者自身の権限の下に置かれることになるからである。

共同占有を形成する協同組合会社の諸原理はしかし単に労働力の商品化を揚棄するばかりではない。これまでの議論の経緯から明らかなように、それらはまた資本家階級に対する労働者の隷属をも廃棄する。というのもこれらの原理によって、一つには株主権が、なおしばらく存続するとはいえ、ブルジョアの私的所有という性格を剝奪されて単なる低率の利子配当権に退化するからであり、また一つにはそれに伴い私的所有にもとづく搾取階級としての資本家は必然的に存在しえなくなるからである。これらの原理に立脚する市場社会主義はかくして同時に賃金奴隷制をも揚棄する次第であり、ここに「生産者は生産手段を占有する限りでのみ自由でありうる」というマルクス

の命題が確認される<sup>9)</sup>。

〔注〕

- 1) 『フランスにおける内乱』MEW Bd. 17, S. 343.
- 2) 『資本論』第3巻第27章, MEW Bd. 25, S. 456.
- 3) 「暫定中央評議会派遣員への指示」MEW Bd. 16, S. 195-96. ちなみにブルードンは『19世紀における革命の一般理念』の中で、「労働者の会社」を構成する契約の諸原則の一つとして次のような項目を挙げている。「すべての組合員 associé は提供するサービスに比例して〔……〕会社の利益に参加する。」P. J. Proudhon, *Idee générale de la Révolution au 19<sup>e</sup> Siècle*, Ouvres Complètes 2, p. 282. 陸井四郎・本田烈訳『ブルードン』I（三一書房, 1979年）236ページ。サービスとは労働給付のことであるとすれば、ここでのマルクスの立場はブルードンのそれと基本的には同一であるといえる。
- 4) この命題は識者の間では「広西説」として知られているものである。次のごとくである。

「株式企業が共産主義まで存続するといっても、今日の資本制的株式企業が、そのままの形態で共産主義まで存続するのではない。資本制的株式企業から連合（協同）的株式企業へ！（利潤分配制的株式企業、或は協同組合的株式企業といってもよい）これが社会主義。しかし、この連合的株式企業は、まだ資本所有という諸機能から完全に解放されているわけではありません。つまり資本所有者に若干の利子を払うということですが、しかしもう、オーナー・マネジメントなどということからは完全に解放され、プロフェッショナル・マネジメントが支配的になり、企業利潤は、直接的生産者、即ち、経営者と労働者とが共同占有することになります。」広西元信『資本論の誤訳』（青友社, 1966年）208ページ。ちなみにセルツキーも国家資本主義に対する代替物として「労働者管理株式会社資本主義」について語っている。Selucky, *Marxism, Socialism, Freedom*, p. 201. 宮鍋織・西村可明・久保庭真彰訳『社会主義の民主的再生』（青木書店, 1983年）271ページ。

- 5) 広西, 前掲書, 350ページには次のような指摘がある。「今日からいえば、生産手段を共同占有するには、なにも国有にしてからではなくてもよい。国有は必須の手段ではない。資本主義生産は既にパブリックなものになっているのです。このパブリックなものを、どのように共同占有にするか、ということが問題点なのです。」
- 6) 「ペーベルへの手紙」MEW Bd. 36, S. 426.
- 7) 「ゴータ綱領批判」MEW Bd. 19, S. 25-26.
- 8) 広松渉『今こそマルクスを読み返す』（講談社, 1990年）237ページ以下参照のこと。さらに「労働力商品の実現可能性は、必ずしも保証されていないこと」を加

え、これら三項目をもって労働力商品の特質とする見解もある。柴垣和夫「労働力の商品化とその『止揚』」(『社会科学研究』第43巻第1号、東京大学社会科学研究所、1991年)154ページ。ここではこの第三項は上記の両項に含まれるものと見なす。

- 9) 「フランス社会主義労働者党綱領」(国民文庫『ゴータ綱領批判・エアフルト綱領批判』所収)113ページ。

### 3. 現存市場社会主義の試行錯誤

市場社会主義は、その構想に関するこれまでの純然たる思想的次元での理論的検討の限りでは、確かに社会主義の理念の要請に十分応えることができるように思われる。だがしかしわれわれはいつまでもそうした次元での検討に甘んじていることは許されない。いうまでもなく、市場社会主義はこの間純然たる思想、単なる机上の構想に終始していたわけではないからである。すなわち周知のようにそれは、マルクスの構想どおりではなかったにせよ、一つには旧ユーゴの「自主管理市場経済」体制としてかなりの期間にわたり歴史上すでに実在したからであり、また一つには、集権的計画経済に行き詰まった現存社会主義の他の国々においても、その後打開策として導入され、試行されているからである。しかも市場社会主義のこれらの実在形態は、先ほどの構想次元での検討から予想されるような事態とはおよそ裏腹に、その深刻な内部矛盾に逢着して呻吟し、試行錯誤を余儀なくされているからである。ユーゴの場合、この体制は内部矛盾のため紆余曲折を経て「協議経済」体制へと転換されるが、しかし後者それ自身も諸矛盾によってまもなく自壊するに及び、かくして自主管理社会主義体制は最終的にその幕を閉じる。市場経済の導入を断行した他の諸国においても様々なプランによる改革が実施されたが、現在までのところ少なくとも東欧に関してはその成果に見るべきほどのものはなく、この間の私的所有の導入によって社会主義改革の試みは「脱社会主義」に転化したとさえいわれるような有様である。これらの事実

やその評価を仮に認めるとすれば、市場社会主義は総崩れともいうべき外観を呈しているわけであり、事実そうした指摘もなされている。「今日の社会主義について語ろうとするならば、『ソ連型社会主義』が解体しただけでなく、その改革を求めた種々の試みが全て挫折したという二重の衝撃をじっくりかみしめなければならない。」<sup>1)</sup>

いやしくも市場社会主義について論ずるからには、総じて歴史的事実のこうした展開に無関心ではおれないが、なかんずく市場社会主義の存否に深く関わる展開部分についていえば、それに関する検討と評価は避けて通れない課題である。比較的長期にわたる市場社会主義の経験を有するユーゴとハンガリーの場合に即して瞥見することにする。

まずは旧ユーゴの場合から始めることにしよう。ユーゴの社会主義もソ連型の集権的計画経済システムとして出発したわけであるが、しかしそれは当初の数年間だけのことであり、ソ連との政治的対立を契機にその後は市場経済システムに転ずる。しかし国有を基本としてスタートした関係上、工業部門におけるユーゴの協同組合企業の大半は、従業員持株制による「協同的株式会社」の形態はとらず、したがってその後も依然として基本的には国有ないしは社会有（社会的所有）であった次第である。このように非株式会社形態をとるユーゴの市場社会主義は、1960年代前半の諸改革後の数年間にその最盛期を迎えたと見なされる。具体的には、61年の改革によって企業は自律的にその純収入を個人収入と留保基金とに分けることができるようになり、さらに65年の改革では税負担ならびに資本資産に対する利払いの軽減（後者はやがて廃止）が行われたため、総付加価値に占める企業の分配上の権限の量的規模は増大する。付随して「社会投資基金」が銀行に移管された結果、政府関連の投資基金の割合は激減し、民間資金の割合は8割を占めるに至る<sup>2)</sup>。

このように一連の改革には市場化と民営化のための努力が認められる。しかしそうした改革の結果この社会主義は深刻な諸矛盾を抱えるに至ったわけ

であるが、それについては次のような指摘がある。「集権制計画から市場メカニズムに切り換わった時点では、このプロセスはたしかに企業内部に労働者自主管理原則が地歩を固めていく客観的条件を創り出した。しかしながら、市場競争の論理がより強くより深く企業の中へ、より広くより限なく社会全体へ浸透していくにつれて、商品経済の威力は労働者自主管理の発展の桎梏に転じた。たとえば、経済的決定権の金融機関・流通部門への集中化、つまり生産企業の金融機関への従属、企業内部における経営テクノクラートの掌中への実質的意志決定権の集中化、つまり一般労働者層の経営幹部グループへの従属、失業の増大、貧富の格差の拡大など、ネガティブな社会現象が多発した。」<sup>3)</sup> こうした傾向に反撃すべく打ち出されたのが協議経済体制＝協議制社会主義であるが、それは新たな自主管理体制として1974年の『憲法』ならびに1976年の『連合〔協同〕労働法』と『社会計画法』で法制化されるに至る。この体制は市場経済の余地をなお残すとされるが、しかし実質的には先に述べた計画経済の第三方式、すなわち混合的方式による全面的計画経済体制に近似したものであって、「単一の支配政党の地方機関が絶大な権力を揮う、官僚的恣意の紛れもない迷路」にこの国を導き入れ<sup>4)</sup>、その結果先に述べたように機能不全に陥り自壊したのである。

ちなみに協議経済体制が機能不全に陥った理由について一言すれば、それはとうてい単なる政策技術的な事柄に解消できる性質のものではなく、もっと根本的で人間学的なものであると見なされねばなるまい。マルクスも語っているように、社会主義社会は等価交換の原則に支配される人間を前提とせざるをえない限り、そこでは「友愛と互惠は主要な調整原理にはなりえない」わけであるが、ところが協議経済体制はそれらをそうした原理として要請せざるをえないのであり<sup>5)</sup>、この点にこそ根本的な矛盾があると考えられるからである。

ところでユーゴにおける市場経済体制から協議経済体制への転換は、単純化すれば市場から計画への転換である。ここには紛れもなく市場社会主義に

対する否定がある。市場経済によってもたらされたネガティブな諸現象に対する反撃として打ち出されたこの転換＝否定が、もしも市場社会主義がそれ自身による諸問題の解決に行き詰まり破綻した結果であるとすれば、つまりこの否定が真の意味での否定であるとすれば、市場社会主義はすでに社会的実践による決着済みの案件であることになる。もしこれが真実だとすれば、全面的計画経済を退け、分権的で民主的な上部構造にふさわしい分権的な土台の可能性を市場社会主義に求めることそれ自体が無意味なアナクロニズムであることになり、かくしてわれわれの立論の根本が全面崩壊することにもなる。したがって、この転換＝否定が一体いかなる性質のものであったのかを検討し確認することがわれわれには絶対に不可欠である。

ブルスとラスキによれば、市場社会主義段階を持続させることができなかった理由についてはユーゴの人々の間に著しい見解の相違がある<sup>6)</sup>。一方の潮流の見解は「計画と市場の均衡」の必要性を重視する立場に立つものである。それによれば「一人前の市場社会主義」の試みの失敗の理由はこうした構想それ自身にあり、換言すれば、「計画と市場の間の均衡」を転覆させ、再生産に対する責任を企業の側に移すことによって、「行政システム」という片寄った在り方から「一切の計画の排除」というもう一つの片寄った在り方に企業を押しやった60年代半ばの改革にある。他方これに対立する潮流の見解は、「市場社会主義の構想ではなくむしろ臆病と不適切な実施にこそ、失望に対するまた究極的には悪しき構想の『契約（協議）』システムへの転換に対する責任があった」とするものである。先の「市場社会主義の否定」との関連でいえば、前者はなるほど「一人前の市場社会主義」は否定されたとの認識に立つといえるが、しかし決して市場社会主義一般が否定されたと見ているわけではない。ましてや後者は、市場化の不徹底と不適切な点にこそ転換に対する責任の所在を見ているのだから、この転換を市場社会主義それ自体の否定と見るような立場とはおよそ無縁である。

以上のようにユーゴにおける市場社会主義の転換＝否定は決して市場社会

主義一般の否定を意味するものではないが、しかし「一人前の市場社会主義」についていえば、評価は二つに分裂し真っ向から対立している。この点について判断するためには、第二の潮流が市場化の「不徹底と不適切」をその失敗の原因とする理由についてまず知る必要がある。

この潮流の見解によれば、「市場一般そして特に資本市場がふさわしい作動をすることができなかった」理由は、まず第一に「首尾一貫した全国的な財政・金融政策」が欠如していたためである。なかんずく実施された改革の最大の弱点の一つは「生産諸要素の価格評価に対する、殊に資本の価格に対する注意の欠如」である。「諸企業は〔国家からの〕賦与資本に対する課税を免除されていたばかりでなく、銀行貸付金に対する利子率もインフレ率よりかなり低く維持されていた」のである。加えるに「弱い立場の国民銀行」は様々な形態で流動資金を提供した次第であるが、そのおかげで「諸企業は——特に諸銀行に対しより強い立場にあるそれらは——内部蓄積を（時には減価償却さえも）犠牲にして比較的高い個人収入を支払うことができたし、また投資のために貸付金を適用することもできたのであり、貸付金に対する超過需要が利子率の適切な増加によって釣り合わされることはありえなかった」のである。その結果、「価格メカニズムによる資本の配分は非價格的な定額配給によって置き代えられざるをえなかったし、こうした配給は制御する国家諸機関を〔企業の〕意志決定過程の中にまで持ち込んだし、それらの機関が投資の物的構造に影響を与えることを可能にし、また特に資本の地域間移動を妨げることを可能にした」のである。こうしたメカニズムのインフレ効果によって企業の『ソフトな予算制約』はユーゴにおいてはおなじみの現象であったし、諸企業は借金の不履行や引き渡しに対する支払いの不履行を許容されたし、あるいは単純に地方の行政によって救出された」のである。

如上の議論を受け入れるならば、結論は次のようになる。「ユーゴは、『労働管理市場経済』の全盛期においてさえ、そうした市場の制度化の結果



としての実績の悪化の事例としてよりはむしろ、限定された資本市場（同様に〔……〕労働市場）の導入の試みが流産した事例を呈示している。〕<sup>7)</sup> 協議経済体制下においても依然として上記のような金融制度の欠陥とソフトな予算制約は存続していたことが指摘されているが、この体制の危機の深刻化に伴い、88年末に一連の改革が行われ、計画化システムが規制緩和されて「ガイドライン方式」となり、株式会社制度をも導入した市場社会主義への再転換（ただし、「ハードな予算制約」を伴う）が図られたが<sup>8)</sup>、しかしすでに遅きに失したのである。

さて次はハンガリーである。市場社会主義はそこではNEM (New Economic Mechanism) と呼ばれたが、1968年に導入されている。したがってハンガリーはユーゴに次ぐ長期にわたる市場社会主義の経験を有している。しかしハンガリーの経済学者の圧倒的多数の意見によれば、NEMのもとではハンガリーの経済の作動の仕方に本質的な変化は生じなかったのであり(66)、68年以降のハンガリー経済は「(義務的な諸目標や資源の物的配分による)直接的な官僚的制御から(官僚が優先するものに企業を従わせるために財政的道具を用いることによる)間接的な官僚的制御に移動した」にすぎないのである(67)。このようにNEMが国有企業の作動の諸条件および行動を根本的には変えなかった理由群の一つとして、改革の青写真自身が有する主要欠陥が挙げられているが、この欠陥とは「この青写真が市場の諸力の作動を、原理においてさえ生産物市場に限定し、他方生産の諸要素のための市場、特に資本市場は禁止された」ことである(72)。

ここに新たな改革案が提出される次第であるが、それは「生産物市場と労働市場のほかに資本市場をも含む」システム案であり、MS (Market Socialism proper) と呼ばれる(105)<sup>9)</sup>。MS = 「ネオ改革論」は「会社の十全な独立と真の企業家精神を要求する」わけであるが、プルスとラスキは、そうしたネオ改革論が「生産手段の公的(国家)所有という支配的な立場と両立しうるか」どうかに焦点を絞り究明を行っている(132)。かくして市場社会主

義との関連でここに初めて所有形態が組上にのぼされることになる。ネオ改革論の要求するところからすれば「要請される企業の独立の度合いは大部分の所有権の獲得に等しい」のに、「他方では企業は国有に留まらねばならない」のであるから、ここには「解決できない対立」が存在することになる。彼らはその現実的解決を、「保護監督、用益、譲渡、破壊」から成る所有権の企業と国家による分有という「妥協的解決」に求める(135)。具体的には、「資産およびその増加分に対する見返りを除いて、国家は企業に対する関心やかかり合いをすべて放棄する」わけであり、先の解決の核心はこの点に存する(136)。簡単にいえば所有と経営の分離である<sup>10)</sup>。

かくして「大部分の所有権を、それ故また必要な程度の独立を付与されてはいるが、しかしいまだ究極的には国家によって制御されている企業」が考察の対象になる(138)。彼らの結論をいえば、そのような企業は、「予算制約」についてはともかく、くだんの「企業家精神」に関しては私的企業とは本質的に異ならざるをえず、企業家精神の問題は「個人の利害関係のうちに損失に対する責任を据えなければ未解決のままに留まる」のである(142)<sup>11)</sup>。その根本原因をブルスとラスキは、国家と社会主義の経営者の関係が「本人—代理人関係」にある点に求め、次のように述べている。「真の本人——自分自身の名で行動し、また危険に対する責任をそれ以上転ずることができない——は匿名の国家制度の構造の内にはどこにも見いだされえない。そしてこれこそは国有の枠組みの中に企業家的機能を設置することをそもそも困難にする、あるいはほとんど不可能にするのである。」(142)換言すれば、社会主義の経営者には「冒険的事業が失敗した場合の諸危険に対する物的基礎」が欠けており、彼は「自分自身の資本を危険にさらさない」わけである(140)。それ故国家企業の改組が求められる次第であるが、「国家企業の行動を効果的な市場経済の諸要求に一層近づけるチャンスは、そうした企業が伝統的な意味での国有から遠ざかれば遠ざかるほど、それだけ一層大きくなる」のであるから、一義的ではないにしても、その方向は定まっているとい

える（146）。彼らは改組の形態についても言及しているが、一つは労働者集団ないしは諸個人が所有権を保有する「自主管理会社」であり、もう一つは「国家がその所有物の受動的な受益者、ある種の金利生活者の地位に後退」することになる「賃借保有」の会社である（145）。

以上のごとくネオ改革論は、市場経済にとって不可欠の企業家精神と国有とは両立しがたいとの結論に立って、国有的否定と私有化をも視野に入れた、企業の国有からのできる限りの離脱を提唱する<sup>12)</sup>。先にわれわれは、協同的株式会社を国有にしなければならない必然性はなく、また共同占有も国有用を必須の条件とはしないことを指摘したが、所有形態に関するネオ改革論の提唱内容にはそうしたわれわれの立場と基本的に通じ合うものがあるといえる。ネオ改革論はしかし、それ以前のNEM＝「古典的改革論」とは異なり、実施に移されてその是非が実践的に明らかにされたわけではなく、「それは理論的に試される前に現実政治的に衰退してしまった」のである<sup>13)</sup>。

ところでブルスとラスキは結論部分においてネオ改革論と社会主義の関係について次のように述べている。「もし社会主義——もっとも一般的な言い方で——がその経済的諸特徴のうちに公有の優勢、集権的計画化、および労働に応じた分配を含まねばならないとすれば、その時には厳密な意味での市場社会主義〔MS〕は明らかにこれらの支柱となる信念のいずれにも一方ならず背いており、またそれを今なお社会主義的経済システムのもう一つの版であると宣言するためには、とてつもない詭弁が要求されるであろう。」「これまで認められてきたような、資本主義の経済システムと社会主義のそれとの間の区別はMSのもとでは全くぼやけたものになるということについてはわれわれの心の中に疑いはない。」（150-51）一読して明らかなように、「もっとも一般的な言い方で社会主義」とされているにもかかわらず、その実ここで彼らが議論の前提にしているのはマルクス・レーニン主義的な社会主義観念であり、このことは列挙されている諸特徴からしても明白である。従来の改革論では、他の点とはもかく、まだしも公有（彼らはこれを国有

と同等している)の優勢は維持されたわけであるが、しかしネオ改革論はこれをも否定するのであるから、確かにこのマルクス・レーニン主義的観念を社会主義の基準とするならば、厳密な意味での市場社会主義をモはや社会主義と呼ぶことはできないという結論に至らざるをえないであろう。だがしかし今日むしろ問題にすべきなのは、すでに繰り返し述べてきたように、まさにこうした通念的な社会主義観念それ自身であろう。そこまで踏み込んだ議論の展開が彼らに見られないのは残念であるが、仮にそうしたならば、市場社会主義と資本主義の区別もぼやけたりはせず、彼らの結論もおそらく異なった展開を示したであろう。

以上われわれは現存市場社会主義の経験とその諸問題を打開するための試行錯誤について検討してきた。その結果明らかになったのは、従来の市場社会主義には少なくとも二つの重大な欠陥が存在していたことである。それらは市場経済の不徹底性とも換言できるものであるが、一つは資本市場の欠如あるいはその導入の失敗であり、もう一つは国有という所有形態が禍いして<sup>14)</sup>、市場経済には不可欠の企業家精神が育成されないこと、つまり企業家精神の欠如である。ネオ改革論はこれらの欠陥を克服した市場社会主義の実現を志向したわけであるが、しかしそれが日を見ることなく不発に終わった限り、市場社会主義はいまだその可能性が実践的にすべて汲み尽くされたとはいいい切れない段階にある。

〔注〕

- 1) 塩川伸明『社会主義とは何だったか』(勁草書房、1994年)114ページ。
- 2) W. Brus and K. Laski, *From Marx to the Market* (Clarendon Press, Oxford 1989), pp. 87-88.
- 3) 岩田昌征『現代社会主義の新地平』(日本評論社、1983年)143ページ。
- 4) Brus and Laski, *ibid.*, p. 93. 次のように指摘されている。「1974年新憲法、および特に1976年の連合〔協同〕労働法、加えるに同年の計画法は今日むしろ異口同音に、主要な調整メカニズムとしての市場を『自主管理社会計画化』によって実際には取り替えるものと見なされる。」
- 5) 岩田、前掲書、76ページには次のような叙述がある。「第三メカニズムは、〈互

酬)の文明化であり、〈友愛〉を理念語とする経済メカニズムであることが納得されよう。」

- 6) 以下の議論は、Brus and Laski, *ibid.*, pp.93-94 による。
- 7) *ibid.*, p. 96. 以下本書からの引用ページ数は本文中に記載する。
- 8) 暉峻衆三・小山洋司・竹森正孝・山中武士『ユーゴ社会主義の実像』（リベルタ出版、1990年）197-99, 212-14, 276 ページ参照のこと。ちなみに、1988年12月には憲法改正が行われ、平行して連合労働法に代わる「企業法」の制定により企業が基本的経済主体として認められ、新たな「社会計画法」も採択されて計画化システムの規制緩和が図られた。
- 9) 塩川、前掲書、131 ページではNEMとMSは「古典的改革論」と「ネオ改革論」と呼ばれている。以後この呼称を拝借することにする。
- 10) 盛田常夫『体制転換の経済学』（新世社、1995年）によれば、ハンガリーでは「1980年代の初めに企業評議会に企業経営の権限が委譲」され、「1980年代後半には国营企業の75%で所有と経営の分離」が行われたとのことである（245, 254 ページ）。
- 11) 盛田、前掲書、246 ページにも次のようなほぼ同趣旨の指摘がある。「このような国（政府）と企業のもたれ合いの関係が存続する限り、企業経営のリスクを企業経営者が請け負うシステムは形成されない。明らかに、国家所有に起因する**企業存続の国家保証**を廃止することが、企業自立化の出発点であり、これが非国营＝民営化（私有化）なのである。」ちなみに、いうところの民営化とは privatization の訳である。これは単に経営に限定されず所有にも関係するのであるから、民有・民営化とすれば紛らわしさがなくなろう。
- 12) 奥村宏『(改訂版) 法人資本主義』（朝日文庫、1991年）347 ページにはこの点に関連した次のような叙述がある。「そこ〔社会主義〕では人々は所有者意識がないから働かなくなってしまったのだ、したがってこれからは財産関心を人々に持たせること、すなわち所有者意識を持たせることが必要で、そのために国有企業の私有化が行われるのだという主張がある。このような主張に対する最大の反証は日本の企業である。〔……〕財産関心や所有者意識がなければ働かないという認識は誤っている。」
- 13) 塩川、前掲書、107 ページ。盛田、前掲書、254 ページ以下にはハンガリーにおける「売却方式」によるその後の民有・民営化についての記述がある。
- 14) ユーゴの74年憲法では生産手段は社会的所有であるとされている。しかし国家や市町村とは異なり、抽象的な社会は所有主体とはなりえないから、その場合一般的に所有主体は曖昧になることが以前から指摘されている。こうした曖昧さは、ユーゴの場合、憲法の基本原則では「無所有」が宣言され、他方第60条では「社

会的・自主管理的組織」に所有権が事実上属するとされる点に反映しているとも見ることできる（岩田、前掲書、163 ページ注3 参照）。曖昧さ故に、国家が存続する限り、所有権は「しばしば国家行政によって乗っ取られる」ことになり（Brus and Laski, *ibid.*, p. 144）、また「損失の社会化」に見られるように社会的所有は国有と類似の効果を心理に対し及ぼす（暉峻・小山・竹森・山中、前掲書、198—99 ページ参照）。

#### 4. 共同占有と現代資本主義

すでに述べたようにマルクスは株式会社の特徴を所有と経営の分離に見だし、そこでは「機能資本家」＝経営者の役割は労働者が担っており、他方資本所有者は利子を受け取るだけの「貨幣資本家」になっていることを指摘し、こうした認識に従い、経営者をも含む協同した生産者たちの共同占有によって資本主義的株式会社を協同組合会社に転換し、もって協同的生産様式の社会を樹立することを構想した。株式会社のそうした特徴は資本主義のその後の展開の中でさらなる発展を遂げ、所有と経営・支配の分離はいよいよ顕著で揺るぎないものとなり、今日では「経営者資本主義」と呼ばれるほど経営者による会社支配は常態化している。特に株式の法人による相互持合い＝法人所有化の進展の所産である日本の法人資本主義＝「会社本位主義」において経営者支配の安定性は格段に高まり、その結果、「一時的便法として株主には低率の利子を支払う」というマルクスの構想を実現するごとく、低率の利子あるいはそれ以下への配当率の傾向的低下が生じ、配当金は交際費を下回るまでに至っている<sup>1)</sup>。しかし所有と経営の分離の進展は今日までのところマルクスの予想と期待を裏切り、すべての生産者の協同による共同占有をもたらしはしなかった。それどころかそれは逆に生産者たちの「経営と労働」への分離と対立、すなわち階級区分につながる階層分化をもたらし、「経営者支配」という言葉に端的に現れているように、もっぱら経営者層のみを占有者へ、すなわち占有にもとづく資本家階級へと格上げするだけ

に留まったのである。その限りマルクスの観点からすれば、生産者による共同占有ははまだ道半ばの未完の状態にあり、残る生産者たちが現在の従属的地位から共同占有者へと高まることによって初めてそれは成就され、かくして市場社会主義が実現される運びとなる。

ところで現代資本主義のもとではクリーピング・ソーシャリズムが展開しているとの説がある。換言すれば現代資本主義はクリーピング・ソーシャリズムであることになるが、そうした主張の根拠は「現代の福祉国家および日本の経営のもとでは、それ〔労働力商品化の止揚〕が部分的でありまた擬似的ではあっても、具体的に実現されつつある」という認識にある<sup>2)</sup>。その場合労働力商品化の止揚は、「① 労働者による賃金の自己決定、② 雇用の保障、③ 労働者による労働過程の自主管理」の実現として理解されているが(155)、このように理解された労働力商品化の止揚は資本主義の枠内でも部分的に進行していると見なされる。すなわち第一点に関していえば、「資本家（経営者）と労働組合との間の団体交渉を通じて決定される仕組みが形成された」ことに伴い、賃金は「市場で他律的に決定される」ものから、労働者自身による自己決定ではないにせよ、その決定に労働者が参加するものになっており、また第二点についていえば、労働基本権の公認や社会保障制度の確立によって、労働者は「たとえ労働力を商品化しえない場合でも、少なくとも最低生活を営むことを権利として保障されるに至っている次第である。ここまではすでに常識化していることであるともいえるが、われわれにとって興味深いのは、さらに第三点について、「欧米諸国と日本とはかなり様相を異にし、前者ではほとんど実現していないが、後者では「限界と疑似性を持つ」にせよ、「ある種の『自主管理』が成立している」と主張されていることである(160)。なぜならもしこの自主管理が真実だとすれば、労働者による共同占有が実現していることになるからである。主張されているように、大企業の正規従業員は「トップから末端の新入社員まで、うって一丸となって」労働過程の「集団的『自主管理』」を実現しており、「利潤の

分配にあずかっている」のだとすれば (161-62)、われわれの観点に従う限り、この正規従業員は丸ごと占有者であることになろう。そうだとすれば、占有者と非占有者との階層分化は、「経営者と労働者」という従来の形態から「正規従業員と非正規従業員」という形態へと進化したことになり、そこには、ヘーゲルの「自由の意識における進歩」に類似した「占有の意識における進歩」が、すなわち占有者のさらなる量的拡大があることになろう。

ところで「集团的『自主管理』」ともいえるそうした日本の労使関係が限界と疑似性を有するとされるゆえんは、一つにはそれが「大企業における正規従業員の範囲に限られる」ことであり、もう一つには「集団『自主管理』的労働」の質が「利潤追求という大枠によって限界づけられ」て「資本家(経営者)としての労働の性格を帯びている」ことである (162)。ちなみに従業員による労働過程の「集团的『自主管理』」の実現の根拠は、先に述べた法人資本主義の結果、① 経営者支配が徹底したこと、② 自然人の間における階級関係が希薄化したことに置かれる (163)。それはともかく、このようにクリーピング・ソーシャリズム下における労働力商品化の揚棄(止揚)は所詮部分的で擬似的でしかないとすれば、市場社会主義の実現に向けてそれを完成させて真実に揚棄することが当然次なる課題となる。それは「大企業の企業としての資本機能の抑制・止揚」に求められ、他方抑制する動力は、労働者性と経営者性=資本家性という大企業従業員集団の二重性格のうち、前者が後者を圧倒することに、あるいはまた「大衆民主主義を基礎にした政治力」に求められる (168)。

如上のクリーピング・ソーシャリズム論には傾聴すべき点も少なくないが、しかし「所有論の視角」の有効性の「否定」が語られているにもかかわらず (167)、そこには占有概念が全然登場しないのは全く意外である。それはともかく、仮に集团的「自主管理」が実現されているとしても、正規従業員をすべて一様に占有者と見なすことにはなお異論の余地が残るであろう。というのも、たとえ法人資本主義においてはいかに正規従業員間の階級関係が希



薄化し不明確であるにせよ、労働者階級の中には「トップの経営者から末端の労働者」に至る階層化が生ずるのは不可避であるとすれば（166）、「全員参加経営」とはいつても、その実この階層化が投影されて参加の度合いには必然的に差異が生ずると考えられるからであり、換言すれば職場レベルの自主管理と企業全体のレベルのそれは本質的に異なり、区別されねばならないからである。

すべての生産者による全社会的規模における共同占有の実現はいうまでもなく苦難に満ちた一大事業であり、社会に与える多大な影響からしてもまさに革命の名に値しよう。われわれの観点からすれば、それを達成するには、ブルードンのように「個人はすべて会社のあらゆる仕事を順次行う権利を持つ」ことを要求しないまでも<sup>3)</sup>、少なくとも労働者は利潤の分配に関して何らかの仕方で発議権を持ちかつその決定にも参加する権利を持つことが絶対に不可欠であろう<sup>4)</sup>。こうした権利の要求は万人の自由と平等という近代の理念のしからしめるところである。労働者のそうした権利拡大によって初めてこの理念の実現領域は政治的次元を超えて経済社会の次元にまで拡大し、かくして民主主義は政治的民主主義という従来の一面性を克服してさらに経済的民主主義となり、後者は前者を一層実のあるものにするであろう。

## 〔注〕

- 1) 奥村、前掲書、68, 75, 89—92, 110 ページ。全上場株式の7割近くが法人所有であり、東京証券取引所一部上場株式の配当利回りは1%以下である。なお奥村『(新版) 法人資本主義の構造』(現代教養文庫, 1991年) 第二編第一章も参照のこと。
- 2) 柴垣和夫「労働力商品化とその『止揚』」(『社会科学研究』第43巻第1号) 167ページ。以下同論文からの引用ページ数は本文中に記載する。
- 3) Proudhon, *ibid.*, p. 281. 『ブルードン』I, 236 ページ。
- 4) セルツキーは労働者自主管理に関して次のように述べている。「従業員たちは直接的支配権を引き受けるのであるから、彼らは民主的に管理当局を選挙し、経営者を雇用・解雇したり、利潤分配や労働条件や投資等について決定を下したりする。」Selucky, *ibid.*, p. 201. 『社会主義の民主的再生』273 ページ。